

奈 個 情 第 3 0 号
平成30年3月28日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第6条第4項の規定に係る諮問について（答申）

平成30年3月13日付け奈福国第546号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第29-5号】

国民健康保険の保険者努力支援制度（平成30年度分）における第三者求償に係る
情報収集（諮問実施機関 福祉部国保年金課）

奈 個 情 第 3 1 号
平成30年3月28日

奈良市消防長 藤 村 正 弘 様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第8条第2項の規定に係る諮問について（答申）

平成30年3月5日付け奈消局救第296号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第29-6号】

国民健康保険の保険者努力支援制度（平成30年度分）における第三者求償に係る
情報提供（諮問実施機関 消防局情報救急室救急課）

(別紙)

答申：個情第14号

諮問：個情第29-5号及び個情第29-6号

答 申

第1 審議会の結論

市長が、交通事故などの第三者による不法行為による傷病等を把握し、第三者に対する損害賠償請求権の行使を可能とするため、消防長が保有している「救急出場報告書」に記載されている、第三者行為求償事務に必要な個人情報を収集し、及び当該個人情報を消防長が提供することについては、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事務の概要

個人情報を収集する市長（福祉部国保年金課。以下「収集実施機関」という。）及び個人情報を提供する消防長（消防局消防救急室救急課。以下「提供実施機関」という。）は、対象事務の概要について、次のとおり説明した。

1 「保険者努力支援制度」について

厚生労働省は、医療費適正化への取組や国民健康保険制度固有の構造問題への対処を求めることにより保険者としての役割を全うさせるため、保険者としての努力を行う地方公共団体に対して、支援金を交付し、もって国民健康保険の財政基盤を強化するため、「保険者努力支援制度」を創設した。

この「保険者努力支援制度」に基づく支援金については、保険者の努力を判断する指標ごとに所定の点数が設定されており、その取組状況に応じて交付額が加算されていく仕組みになっている。この指標については、例えば、国民健康保険、健康保険組合、共済組合等の保険者共通の指標である「特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率」、「糖尿病等の重症化予防の取組の実施状況」、「後発医薬品の使用促進に関する取組の実施状況」などが挙げられるが、これらに加えて国民健康保険固有の指標として、「国民健康保険料（税）の収納率向上に関する取組の実施状況」、「給付の適正化に関する取組の実施状況」等5つが掲げられており、その指標のひとつに今回諮問された「第三者求償の取組の実施状況」がある。

2 第三者求償について

厚生労働省は、平成29年7月11日付け保国発0711第1号により、「平成30年度保険者努力支援制度（市町村分）について」を発出し、保険者共通

の評価指標や点数、算定方法等に関する通知を行った。

これによると、「保険者努力支援制度」に基づく支援金の指標である「第三者求償の取組の実施状況」については、その達成基準のひとつに「消防等の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築しているか」という基準が設けられている。本来、交通事故など第三者による不法行為（以下「第三者行為」という。）による傷病は国民健康保険の保険給付（以下「保険給付」という。）の対象外となるため、厚生労働省は、「保険者努力支援制度」において適切な給付を行うことを求めており、収集実施機関は、この基準を達成するために、提供実施機関から個人情報を収集する必要がある。

3 個人情報の取扱い

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の6の規定の規定によれば、保険給付の対象となる疾病、負傷又は死亡による事故について、第三者行為による保険給付を受けた場合は、当該被保険者がその事実、当該被保険者の氏名及び住所又は居所、第三者の氏名及び住所又は居所等を届け出なければならないこととされており、この届出に基づき、保険者は当該第三者への損害賠償の請求権を取得することになる。

第三者行為による傷病は、保険給付の対象とならないが、診療報酬明細書（レセプト）を確認するだけではその事実を確認することができない。また、加害者が保険に加入していない場合や加害者から保険の給付を受けるよう依頼されているような場合は、当該被保険者が保険給付にならないことを知りながら保険給付を受けている可能性もあり、本人から正確な情報を収集できないことがある。

したがって、収集実施機関は、第三者行為による傷病の有無を確実に確認するため、提供実施機関から「救急出場報告書」に基づく情報の提供を受け、第三者行為による保険給付の可能性のある事故を把握しようとするものである。

第3 審議会の判断

諮問があった個情第29-5号及び個情第29-6号の事案は、同一の個人情報を、収集実施機関と提供実施機関の間で受渡しするものであり、実質同一の事務に係る事案であることから、併合して審議した。

- 1 第三者行為による傷病等であることの届出がなされていない場合は、保険者による第三者への損害賠償請求を行うことができないため、結果的に、加害者が支払うべき治療費を、被保険者全体で負担することになる。収集実施機関及び提供実施機関が説明するとおり、医療費適正化への取組や国民健康保険制度

固有の構造問題への対応を進めるためには、第三者行為に係る事故について確実に届出がなされる必要があり、その把握に努めることは公益上の必要があるものと認められる。

2 適正な国民健康保険事業を推進するため、厚生労働省は平成29年7月11日付け保国発0711第1号において、適切に求償権を行使し、第三者行為求償事務の取組を強化する手法として、収集実施機関と提供実施機関の情報連携体制を構築する必要があることを掲げており、収集実施機関が第三者求償事務を適切に行うためには、提供実施機関から正確な情報を収集せざるを得ず、そこには十分な合理性があるものと認められる。

3 収集実施機関は、提供実施機関に照会する場合は、該当する被保険者の「住所」、「氏名」、「生年月日」及び「性別」をあらかじめ文書に記載した上で、「救急出場報告書」に記載されている情報のうち、次に掲げる3点に限定して提供を受けることとしている。

- (1) 救急搬送の有無
- (2) 事故種別
- (3) 傷病程度

また、当該照会は安全性の高い行政専用回線（LGWAN回線）を用いて行うこととしている上、収集実施機関はこの情報をもとに第三者行為による傷病であるかどうかの確認を、直接当該被保険者に行うこととしており、収集した個人情報に対して適切な取扱いが確保されているものと認められる。

4 以上のことから、国民健康保険における第三者行為求償事務に必要な個人情報について、収集実施機関による収集及び提供実施機関による提供は、妥当であると判断する。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成30年 3月 5日	提供実施機関から諮問を受けた。
平成30年 3月13日	収集実施機関から諮問を受けた。
平成30年 3月23日	平成29年度第3回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成30年 3月30日	答申の最終確定を行った。
平成30年 3月30日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	京都聖母女学院短期大学准教授	
井戸田 博樹	近畿大学教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
佐々木 育子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	